



—市役所前広場に震災写真を掲示しています—

マグニチュード 9.0 の巨大地震！ 大津波で沿岸部は壊滅的被害



市民の皆さまへ

平成 23 年 3 月 11 日(金)午後 2 時 46 分に発生した「東北地方太平洋沖地震」におきまして、お亡くなりになりました皆さまに深く哀悼の意を表しますと共に、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興に向けて私共も一緒に頑張つてまいります。

岩沼市長 井口 経明

◀多数の民家が津波により流された相野釜公会堂周辺

▼折り重なる車が無残に転がっている、姿を変えた仙台空港



3 月 11 日(金)午後 2 時 46 分ごろ 岩沼で震度 6 強 観測史上最大の地震による津波で 未曾有の被害

1. 市内の状況

(1) 避難者数について (3 月 25 日(金)午後 3 時現在)

震災当初は 28 施設に約 6,500 人が避難していましたが、現在は 3 施設に合計 857 の方が避難しています。

(2) 遺体安置所について (3 月 25 日(金)午後 6 時現在)

市民体育センターに、144 名のご遺体が安置されました。なお、警察では市民体育センター前で行方不明者の身元確認を受け付けています。(面会時間は午前 9 時～午後 6 時 30 分)

(3) 水道の復旧について

3 月 25 日現在、貞山堀東側と矢野目工業団地および二野倉工業団地を除くほとんどの地域で仮復旧しましたが、今後漏水が発生した場合は緊急で修繕しなければならないことから、予告無く断水することがあります。ご理解願います。なお、にごりや味に異常を感じなければそのまま飲んでも問題ありません。

また、給水開始に伴い、給水管に破損がある場合は、指定業者を紹介します。なお、宅地内での修繕については個人負担となります。問/水道事業所 (☎内線 456)

(4) 下水道について

県の終末処理場「県南浄化センター」が全壊し、完全復旧まで最低でも 2 年かかる見通しで、現在は下水の上澄みを塩素で消毒し、放流している状況です。上水道が給水され始めたことにより、一時に大量の排水が集中すると、汚水があふれる可能性もありま



す。節水にご協力願います。問/下水道課 (☎内線 443)

(5) 清掃センターの状況について (岩沼市・亙理名取共立衛生処理組合から)

燃えるごみの焼却を行っていた亙理清掃センターは、今回の震災と津波により、処理できない状況にあります。また名取クリーンセンターは、点検を行い、焼却が可能となれば早急に稼働します。なお、資源ごみ等は、できるだけ分別し、ごみの搬出にご協力願います。問/生活環境課 (☎内線 333)

(6) 排水機場の被害について

市内 3 カ所にある排水機場は、災害により動力による排水ができなくなりました。現在、自然排水と仮設ポンプ 12 台を設置し、排水に全力を上げて取り組んでいます。問/農政課 (☎内線 313)



▲尾花沢市から給水車の応援



▲市役所前広場で給水の順番を待つ市民

2. 災害復旧支援等

(1) 捜索活動と災害復旧活動について

連日、捜索活動、通行障害物の除去、水道管修繕、給水、診療活動、救援物資等、陸上自衛隊をはじめ、さまざまな団体・企業等からの支援をいただいています。

(2) 姉妹都市南国市からの支援について

3 月 20 日、高知県南国市から藤村明男副市長が来訪し、大型トラック 4 台分の救援物資を届けていただきました。また、南国市職員の皆さまから千羽鶴とお手紙を、大湊保育所の園児の皆さまから、お花の折り紙と共に“はげましの寄せ書き”をいただきました。

(3) 友好都市尾花沢市からの支援について

山形県尾花沢市鶴子ふるさとこども村の皆さまから支援物資が届きました。また、尾花沢市建設業協会と市職員の皆さまに、交代で給水活動へのご協力をいただきました。22 日には、加藤国洋尾花沢市長からお見舞いと励ましを、

また、避難者の集団での受入れ体制も用意している等のお話もいただきました。



▲倒壊した民家内を捜索する自衛隊隊員



▲がれきが散在する蒲崎地区

3. 各種制度等

(1) 税金等について

①り災(届出)証明書の申請・交付について

震災により家屋等に被害を受けた方の申請に基づき「り災証明書」を交付します。申請をいただいた後に現地調査をするため、証明書は後日郵送させていただきます。また、家屋以外(家財や自動車など)の被害については、「り災届出証明書」を交付します。いずれの申請も3月28日(月)から税務課で受け付けています。

②納付書送付ならびに納期の延期

市・県民税、国民健康保険税、介護保険料の随時期課税分ならびに後期高齢者医療保険料に係る納税通知書については、3月15日に発送予定でしたが、後日改めて送付させていただきます。これに伴い、これらの納期限を3月31日(木)から5月2日(月)に延期します。口座振替の方の振替日も5月2日となりますので、ご注意ください。

③市・県民税所得申告(確定申告)期間の延長

3月15日(火)期限となっていました、2カ月延長されることになりました。最終期限は決定次第広報等でお知らせします。なお、申告は税務課で受け付けています。問/税務課(☎内線242)

(2) 国民年金保険料について

震災により住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。問/市民課(☎内線225)

(3) 仮設住宅について

応急仮設住宅第一次着工予定(3月24日宮城県発表)

入居申込:準備が整い次第開始 建設戸数:100戸 建設場所:里の杜駐車場
着工予定:3月28日(完成まで約1カ月)

仮設住宅への入居条件:①住宅が全壊または流出 ②住む場所がない
③自分の資金で住宅を確保できない など

優先入居順:①妊婦や乳幼児がいる世帯 ②高齢者や障害者等がいる世帯

詳細は決定次第お知らせします。なお、県では一時的県外集団避難を募る考えがあり、また、尾花沢市への避難も可能です。今後、相談などでご意向を伺っていく予定です。問/社会福祉課(☎内線355)または都市計画課(☎内線434)

4. 各種相談窓口

(1) 総合相談窓口の開設について

災害対策本部からのお知らせや避難所にいる方の名簿、伝言板等をご用意しています。また、「被災者のための総合相談窓口」を開設し、さまざまな心配ごとなどをお聞きし、被災者の方と一緒に生活再建策について考えていきます。

【日時】4月1日(金)から当分の間 午前9時~午後4時

【場所】市役所6階 第二会議室

(2) 健康相談等について

避難者の健康管理のために保健師等が健康相談を行い、必要に応じ医療機関などの調整や保健・医療・福祉等の情報提供を行っています。問/保健センター(☎22-2754)

5. 各種お知らせ

(1) 被災者の方々が病院等に保険証を提示できない場合について

社会保険や共済組合等の加入者は、住所・氏名・生年月日・事業所名を医療機関の窓口へ申し出てください。国民健康保険および後期高齢者医療制度の方は、住所・氏名・生年月日を申し出ることにより受診できます。

問/健康増進課(☎内線344)

(2) 病院での窓口負担について

震災により、次のいずれかに該当される方は、一部負担金等の窓口負担を支払う必要はありません。①家屋が全壊・半壊、全焼・半焼またはこれに準ずる被害を受けた場合 ②主たる生計中心者が次の状況になった場合 ③死亡または重篤な傷病を負った ④行方が不明となっている ⑤業務を廃止し、または休止した ⑥失職し、現在収入が無い ⑦東京電力福島原子力発電所事故による、避難のための立ち退きまたは屋内への退避指示の対象地域であるため避難・退避している場合

なお、この措置は、5月までの診療分、調剤分、訪問看護分が適用となります。※上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて国保、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険において、減免または徴収の猶予が行われます。

問/健康増進課(☎内線344)

(3) 火葬について

市営火葬場を3月15日から再開しています。問/生活環境課(☎内線333)

(4) ごみの収集について

①東部道路より西側の地域

有害・危険物ごみを除くすべてのごみについて、ごみカレンダーどおりの収集を行っています。資源ごみのうち、コンテナ収集を行っていた缶やびん、せともなどは、コンテナの確保ができないため、当分の間、リサイクル袋での収集にご協力をお願いします。

②東部道路より東側の地域

早股上、下野郷上・下、林二の県道塩釜亘理線周辺地区、矢野目上・中・下一の各地区について、3月23日(木)から、まず燃えるごみだけを集積所で収集しています。今後、道路状況等に応じて順次平常時に近づけていくことにしています。問/生活環境課(☎内線333)

(5) 災害ごみの収集について

今回の津波による被害を受けた地域については、順次作業を進めていますが、量が膨大なため、作業は困難を極め、予想以上に時間がかかっています。できるだけ早い撤去に向けて取り組んでいます。なお、各家庭から排出される災害ごみの収集は、3月19日(土)より矢野目地区の西側から、23日(木)より恵み野地区から順に収集しています。ごみの出し方については、燃えるごみ(生ごみ、紙くず、濡れた雑誌など、できるだけ袋に入れる)と粗大ごみ(畳、布団、家具等)に分けていただき、ごみ集積所には出さずに、道路に面した自宅敷地内で保管していただきますようお願いいたします。燃えるごみと粗大ごみは別々に回収しており、電気製品は、その後の収集となります。また、災害ごみのうち粗大ごみと電気製品について、持ち込み可能な場所を現在調整中ですので、決定後エフエムいわぬま等でお知らせします。問/生活環境課(☎内線333)



▲仙台空港線付近



▲長谷釜橋南側

(6) 津波により被災した自動車の取り扱いについて

今回の震災に伴う津波により、放置された自動車等については、震災後の復興活動の妨げになることから、災害対策基本法に基づき、所有者に代わって岩沼市長が撤去し、一時保管することになりました。問/土木課(☎内線415)

(7) 市民バスについて

4月上旬の運行再開に向けて調整しています。問/生活環境課(☎内線333)

(8) 学校に関する情報について

①教科書を無くされた方について

震災により教科書を無くされた方は学校に申し出てください。

②転出・転入を希望される方について

教育委員会にお出でいただき、ご相談願います。

③学用品等を希望される方について

震災で学用品等を滅失した方は、学校に申し出てください。

学用品とは、⑦学用品(鉛筆、消しゴム、ノート等、通常学校での学習に直接必要なもの) ⑧通学用品(上履き、雨傘、雨靴等の通学のために通常必要なもの)が対象となります。

④新年度の始業式・入学式について

市内小中学校8校の新年度始業式・入学式は、4月下旬を予定しています。決まりましたら速やかにお知らせします。

問/学校教育課(☎内線563)

(9) グリーンピア岩沼からのお知らせ

3月29日(火)から4月28日(木)まで、(火)・(木)・(土)限定で、市民に限り無料で日帰り入浴施設を開放します。時間は10時~15時(一人当たりの利用時間は1時間以内。ただし利用人数に制限あり)。問/グリーンピア管理室(☎25-5122)

(10) 市民会館等の利用について

現在、市民会館、総合体育館、農村環境改善センターは、避難所として使用していることから、当分の間、一般の利用はできません。

(11) ボランティアについて

岩沼市社会福祉協議会が、総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを開設しています。問/岩沼市社会福祉協議会(☎29-3711)

(12) 生活福祉資金(緊急小口資金)貸付について

貸付対象者:災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより当座の生活費を必要とする世帯

貸付限度額:100,000円以内(特に必要と認められる場合は200,000円以内)
申込・問/岩沼市社会福祉協議会(☎29-3711)

(13) みやぎ県政だより4月号について

震災に伴い、発行中止となりました。問/宮城県広報課(☎022(211)2283)

【エフエムいわぬま77.9メガヘルツで市の情報を発信しています。☎23-5080】